

**【意見7】**

現況報告書の記載誤りに対する指導について

(事実)

現況報告書は、社会福祉法第59条により、毎会計年度終了後3月以内に、事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を所轄庁に届け出る書類であり、「財務諸表等電子開示システム(WAMNET)」により、一般の縦覧に供される情報開示資料である。

今般の包括外部監査において、県の所管する社会福祉法人(全57法人)の本システム上での開示書類(令和3年度公表=令和2年度決算分)を閲覧した結果、WAMNETで開示されている現況報告書の記載が実態と異なるケースが複数の法人で多数認められた。

主な記載誤りの具体例は、以下のとおりである。

- ・「13. 透明性の確保に向けた取組状況」における任意事項の情報公表の有無につき公表している旨の記載があるが、実際は公表されていないケース

**13. 透明性の確保に向けた取組状況**

**13. 透明性の確保に向けた取組状況**

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

㊦事業報告

㊧財産目録

㊨事業計画書

㊩第三者評価結果

㊪苦情処理結果

㊫監事監査結果

㊬附属明細書


- ・「14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況」にて、「会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用」は厚生労働省の社会・援護局福祉基盤課長通知「会計監査及び専門家による支援等について」に規定された支援内容を記載する箇所であるが、当該支援を受けていない(上記に規定された支援業務実施報告書が確認できない)にもかかわらず、顧問税理士や会計事務所の名称を記載しているケース

## 14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

### 14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

#### (1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分

②実施者の氏名（法人の場合は法人名）

③業務内容

④費用【年額】（円）

（所見）

現況報告書は、社会福祉法人の利用者を含む利害関係者や地域住民等に対する法人の情報開示であるとともに、上記システムを通じて国等が当該報告書を基礎に統計を実施し一般に公開するためにも利用されるものであるから、その記載内容は正確を期すことが必要である。

「任意事項の情報公表」については、所轄庁への届出又は報告事項と重複しており、「財務諸表等電子開示システム（WAMNET）」を通じて所轄庁へ提出されている場合は、これをもって情報公開しているものと誤認している可能性がある。実際は、所轄庁への届出書類のうち、届出により自動的に開示されるのは一部の書類のみであり、上記の「任意事項」に列挙されている書類は、法人が自らのホームページ等で自主的に公開しなければ、届出書類が公開されることはない。

また、「会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用」については、その趣旨が厚生労働省の社会・援護局福祉基盤課長通知「会計監査及び専門家による支援等について」の支援内容を記載することにある。

以上を含め、現況報告書の記載については誤りが多数認められることから、県は、これらにつき法人に対して訂正するよう指導することが望ましい。

以上